

## 資格基本法

[施行 2017. 6. 21]

[法律第 14397 号、2016. 12. 20. 一部改正]

教育部（人材職能政策課）044-203-6246

雇用労働部（職業能力評価課）044-202-7296

HP－法令 21

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、資格に関する基本的な事項を定めることにより、資格制度の管理・運営を体系化し、生涯職業能力開発を促進し、もって国民の社会経済的地位を高めて、能力中心社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律で使用する用語の意義、は次のとおりとする。

1. 「資格」とは、職務遂行に必要な知識・技術・素養等の習得程度が、一定の基準及び手続きにより評価され、又は認められたものをいう。
2. 「国家職能標準」とは、産業現場で職務を遂行するために必要とされる知識・技術・素養等の内容について、国家が産業部門別・水準別に体系化したものをいう。
3. 「資格体制」とは、国家職能標準に基づき、学校教育・職業訓練（以下「教育訓練」という。）と資格とが相互関連できるようにした資格の水準体系をいう。
4. 「国家資格」とは、法令により国家が新設して管理・運営する資格をいう。
5. 「民間資格」とは、国家以外の者が新設して管理・運営する資格をいう。
- 5 の 2. 「登録資格」とは、第 17 条第 2 項により当該主務部長官に登録した民間資格のうち公認資格を除いた資格をいう。
- 5 の 3. 「公認資格」とは、第 19 条第 1 項により主務部長官が公認した民間資格をいう。
6. 「国家資格管理者」とは、当該国家資格を管理・運営する中央行政機関の長をいう。
7. 「民間資格管理者」とは、当該民間資格を管理・運営する者をいう。
8. 「主務部長官」とは、所管の民間資格の登録を受け、又は公認して指導・監督する中央行政機関の長をいう。
9. 「資格検定」とは、資格を付与するために必要な職務遂行能力を評価する過程をいう。
10. 「公認」とは、資格の管理・運営水準が国家資格と同じ又は類似する民間資格を、この法律で定めた手続きにより、国家が認定する行為をいう。

(資格制度管理・運営の基本方向)

第3条 国家及び民間資格管理者は、資格制度を管理・運営するに当たっては、次の各号の事項を反映するために努力しなければならない。

1. 国家職能標準への符合
2. 資格体制への符合
3. 教育訓練課程との連係
4. 産業界の需要への相応
5. 生涯学習・能力中心社会の定着への寄与
6. 資格間の互換性及び国際的通用性の確保

(国家の責務)

第4条

- (1) 国家は、国家職能標準を樹立し、これに伴い資格が管理・運営されるように必要な施策を樹立・遂行するために努めなければならない。
- (2) 国家は、資格体制を構築するために必要な施策を樹立・施行するために努めなければならない。
- (3) 国家は、教育訓練・資格及び産業現場の連係のための施策を講じなければならない。
- (4) 国家は、資格の管理及び運営の過程において、産業界の意見を尊重し、その参加を保障しなければならない。
- (5) 国家は、民間資格を活性化し、公信力を高めるために必要な施策を講じなければならない。
- (6) 国家は、資格間の互換性及び国際的通用性の確保に必要な施策を樹立・施行しなければならない。

## 第2章 資格管理・運営体制

(国家職能標準)

第5条

- (1) 政府は、国際基準及び産業技術の変化等を考慮して国家職能標準を開発・改善しなければならない。
- (2) 国家職能標準には、次の各号の事項が含まれなければならない。
  1. 職務の範囲・内容・水準
  2. 職務遂行に必要な知識・技術・素養及び評価の基準及び方法
  3. その他の職務の遂行に必要な事項
- (3) 政府は、政府が定める教育訓練課程、国家資格の検定及び出題基準、民間資格の公認基準等が国家職能標準により整備されるように努めなければならない。

(4) 国家職能標準の開発・改善及び活用に関する細部の事項は、大統領令で定める。

(資格体制)

#### 第6条

(1) 政府は、国家職能標準に基づき、資格体制を構築してこれを活用する。

(2) 資格体制の構築に必要な事項は、大統領令で定める。

(資格管理・運営基本計画)

#### 第7条

(1) 政府は、次条による資格政策審議会の審議を経て、資格政策を効率的に推進するために資格管理・運営基本計画（以下「基本計画」という。）を樹立し、関係中央行政機関の長に通知しなければならない。基本計画を変更しようとするときも、また同じ。

(2) 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 国家職能標準の開発・改善及び活用に関する事項
2. 資格体制の構築に関する事項
3. 教育訓練・資格と産業現場との関係に関する事項
4. 資格間の互換性の確保及び国際的通用の促進に関する事項
5. 資格情報システムの構築等に関する事項
6. 資格制度の運営成果及び評価に関する事項
7. その他の資格制度の発展のために必要な事項

(3) 関係中央行政機関の長は、基本計画により所管業務に関する年度別施行計画を立てて推進しなければならない。

(4) 基本計画及び施行計画の樹立・推進に関する細部の事項は、大統領令で定める。

(資格政策審議会設置等)

#### 第8条

(1) 資格に関する次の各号の事項を審議するために、教育部に資格政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (改正 2008. 2. 29, 2013. 3. 23)

1. 資格政策の基本方向及び調整に関する事項
2. 基本計画の樹立及び推進に関する事項
3. 第11条第3項による国家資格の新設・変更又は廃止に関する事項
4. 第17条第1項により民間資格として運営することが適合しない分野に関する事項
5. 民間資格の公認に関する事項
6. その他に資格に対する主な政策に関して委員長が必要だと認めて審議会に送る事項

(2) 審議会は、委員長及び副委員長を含む20人以内の委員で構成するものとし、委員長は教育部

長官、副委員長は雇用労働部次官が〔それぞれ〕なり、委員は次の各号の者となる。

(改正 2008. 2. 29, 2010. 3. 17, 2010. 6. 4, 2013. 3. 23)

1. 大統領令で定める関係中央行政機関の次官級公務員
  2. 教育訓練界・産業界又は労働界を代表する者のうち関係中央行政機関の長の推薦により委員長が委嘱する者
- (3) 委員長は、必要であると認めるときは、関係行政機関の長に所管事務に関連した審議会に出席して発言させることができる。
- (4) 委員の任期は 2 年とするものとし、再任することができる。ただし、委員長・副委員長及び第 2 項第 1 号の委員の任期は、その職に在任している期間とする。
- (5) 審議会の審議を効率的に支援するために、審議会に実務委員会を置く。
- (6) 審議会及び実務委員会の構成及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める

(教育訓練と資格との関係)

#### 第 9 条

- (1) 国家資格管理者は、「産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律」第 2 条第 2 号による産業教育機関の教育課程又は「勤労者職業能力開発法」第 2 条第 1 号による職業能力開発訓練の課程であつて国家職能標準により運営される教育訓練課程を履修した者のうち当該国家資格を規定している法令（以下「国家資格関連法令」という。）が定める一定の要件を満たす者に、国家資格を授けることができる。 (改正 2011. 7. 25)
- (2) 「産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律」第 2 条第 2 号による産業教育機関の長は、入学志願者が取得している資格をその種目及び水準により選抜資料として活用し、又は単位として認定することができる。 (改正 2011. 7. 25)

(資格情報システムの構築等)

#### 第 10 条

- (1) 政府は、資格取得者及び資格に関連した情報の収集・管理等資格制度の運営に必要な資格情報システムを構築・運営することができる。
- (2) 政府は、資格情報システムを構築・運営するために、資格を管理・運営する者に必要な資料の提出を要求することができる。
- (3) 政府は、必要であると認める場合は、資格情報システムの構築・運営に関する業務の全部又は一部を、大統領令で定めるところにより、関係専門機関に委託することができる。
- (4) その他の資格情報システムの構築・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

### 第 3 章 国家資格

## (国家資格の新設等)

## 第 11 条

- (1) ①中央行政機関の長は、次の各号のいずれか一つに該当する分野について、国家資格関連法令により国家資格を新設することができる。
1. 国民の生命・健康及び安全に直結する分野
  2. 国防・治安・教育及び国家基幹産業等公益に直結する分野
  3. 資格取得の需要が少ないため、民間資格の運営が困難な分野
  4. その他の国家が必要であると認める分野
- (2) 中央行政機関の長は、第 19 条第 1 項により公認された民間資格（以下「公認資格」という。）と同じ名称の国家資格を新設することができない。
- (3) 中央行政機関の長は、国家資格を新設・変更又は廃止（以下「新設等」という。）を行う場合において必要であると認められる場合は、大統領令で定めるところにより、審議会に審議を要請することができる。ただし、関係部署間の意見が相違している場合には、審議会に審議を要請しなければならない。
- (4) 審議会は、国家資格の新設等が必要であると認められる場合は、その資格と関連がある中央行政機関の長に、国家資格の新設等を勧告することができる。
- (5) 前項により国家資格の新設等を勧告する場合は、審議会は、当該中央行政機関の長に必要な資料を要請することができる。

## (国家資格の取得)

## 第 12 条

- (1) 国家資格を取得しようとする者は、国家資格関連法令で定めるところにより、国家資格を取得しなければならない。
- (2) 国家資格管理者は、国家資格関連法令で定めるところにより、国家資格の取得要件を満たしている者に対して国家資格の取得を証明する証書（以下「国家資格証」という。）を交付しなければならない。
- (3) 国家資格証の交付・記載事項その他の必要な事項は、国家資格関連法令による。

## (国家資格検定の免除)

第 13 条 国家資格管理者は、次の各号のいずれか一つに該当する者が国家資格を取得しようとする場合は、国家資格関連法令で定めるところにより、資格検定の全部又は一部を免除することができる。

1. 関連する国家資格又は公認資格を取得した者
2. 国家資格管理者が定めた教育訓練課程を履修した者
3. 外国で関連する資格を取得した者

4. 軍事境界線北側地域で関連する資格を取得した者
5. その他の国家資格と同等な能力を満たしていると認められる者として国家資格関連法令で定める者

(同一名称の使用禁止)

#### 第 14 条

- (1) 民間資格管理者は、国家資格の名称と同じ名称を使用できない。
- (2) 何人も、国家資格を取得せずに、国家資格の名称と同じ名称を使用できない。

(国家資格の整備)

第 15 条 国家資格管理者は、国家資格として維持することに適合しない資格及び重複する資格があるときは、これを統合・整備しなければならない。

(国家資格管理・運営の委任・委託)

第 16 条 国家資格管理者は、国家資格の管理・運営等に関する権限の全部又は一部を、国家資格関連法令で定めるところにより、委任・委託することができる。

## 第 4 章 民間資格

(民間資格の新設及び登録等)

#### 第 17 条

- (1) 国家以外の法人・団体又は個人は、何人も、次の各号に該当する分野を除いて、民間資格を新設して管理・運営することができる。
  1. 他の法令で禁止する行為に関連した分野
  2. 国民の生命・健康・安全及び国防に直結する分野
  3. 善良な風俗を害し、又は社会秩序に反する行為に関連する分野
  4. その他の民間資格として運営することが適合しないと、審議会の審議を経て、大統領令で定める分野
- (2) 前項により民間資格を新設して管理・運営しようとする者は、大統領令で定めるところにより、当該民間資格を主務部長官に登録しなければならない。

(改正 2008. 2. 29, 2013. 3. 23, 2013. 4. 5)
- (3) 第 1 項による民間資格の管理・運営に必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2013. 4. 5)

(登録事項の変更)



第 17 条の 2 前条第 2 項により民間資格を登録した民間資格管理者は、その登録事項のうち資格の種目等教育部令で定める事項を変更しようとする場合には、大統領令で定めるところにより、主務部長官に変更登録をしなければならない。

[本条新設 2016. 12. 20]

(欠格事由)

第 18 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、民間資格管理者となれない。

(改正 2013. 4. 5, 2016. 12. 20)

1. 未成年者・被成年後見人又は被限定後見人（民間資格の管理・運営に関する行為能力があることを教育部令で定めるところにより立証した被限定後見人を除く。）
2. 破産宣告を受けた者であって復権していない者
3. この法律、「国家技術資格法」又は国家資格関連法令に違反して禁固以上の実刑の宣告を受け、その執行が終了し（終了したとみなす場合を含む。）、又は執行が免除された日から 3 年が過ぎていない者
4. この法律、「国家技術資格法」又は国家資格関連法令に違反して禁固以上の刑の執行猶予宣告を受け、その猶予期間内にある者
5. 前 4 号の規定に該当する者が役員である法人又は団体（当該理由発生日から 3 カ月以内にその役員を解任した場合を除く。）
6. 第 18 条の 3 第 1 項により登録各の登録が取り消し（この条第 1 号から第 4 号までの規定に該当して取り消しになった場合を除く。）となった後 3 年が過ぎていない者

(是正命令)

第 18 条の 2 主務部長官は、登録資格を管理・運営する者（以下「登録資格管理者」という。）が、登録資格の管理・運営に関連してこの法律に違反した場合は、大統領令で定めるところにより、登録資格管理者に法律違反事項を是正することを命じることができる。

[本条新設 2013. 4. 5]

(登録の取消又は資格検定等の停止等)

第 18 条の 3

(1) 主務部長官は、登録資格管理者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、当該登録資格の登録を取り消し、又は 1 年の範囲内で資格検定又は教育訓練課程の運営（以下「資格検定等」という。）を停止させることができる。ただし、第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、登録を取り消さなければならない。

1. 偽り又はその他の不正な方法により第 17 条第 2 項による登録をした場合
2. 第 18 条各号のいずれか一つに該当する場合

## 3. 前条による主務部長官の是正命令に従わない場合

- (2) 登録資格管理者は、登録資格を廃止しようとする場合は、主務部長官に申告しなければならない。
- (3) 第 1 項による登録取消及び資格検定等の停止の基準及び前項による登録資格の廃止等に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2013. 4. 5]

## (登録取消等の公告)

第 18 条の 4 主務部長官は、前条による登録取消、資格検定等の停止及び登録資格の廃止があった場合は、20 日以内にこれを公告しなければならない。

[本条新設 2013. 4. 5]

## (指導・監督)

第 18 条の 5 主務部長官は、必要な場合は、登録資格管理者の業務について報告させ、又は資料を提出させる等所管登録資格関連業務の指導・監督に必要な指示ができる。

[本条新設 2013. 4. 5]

## (民間資格の公認)

## 第 19 条

- (1) 主務部長官は、民間資格に対する信頼を確保し、社会的通用性を高めるために、審議会の審議を経て、法人が管理する民間資格を公認することができる。
- (2) 次の各号のいずれか一つに該当する民間資格は、前項による民間資格の公認を受けることはできない。 (改正 2013. 4. 5, 2016. 12. 20)
  - 1. 解散手続きが進行中である法人が運営する資格
  - 2. 第 17 条第 2 項により登録をしていない資格
  - 3. 第 26 条第 1 項により公認が取り消し (第 18 条第 1 号又は第 2 号に該当して取り消しになった場合を除く。) になった後 3 年が経過していない資格
- (3) 民間資格の公認基準・手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

## (公認資格の公認期間等)

## 第 20 条

- (1) 公認資格の公認期間は、5 年の範囲内で主務部長官が定めて告示する。 (改正 2013. 4. 5)
- (2) 主務部長官は、大統領令で定めるところにより、前項による公認期間を 1 回に限り 5 年の範囲内で延長することができる。この場合においては、審議会の審議は省略する。
- (3) 公認資格を管理・運営する者 (以下「公認資格管理者」という) は、前 2 項で定めた公認期



間が満了する前に再公認を受けることができる。

- (4) 公認資格の再公認に関しては、民間資格の公認に関する規定を準用する。

[題名改正 2013. 4. 5]

(公認資格の効力)

#### 第 21 条

- (1) 公認期間内に取得した公認資格は、公認期間の満了に関係なく公認資格としての効力を有する。ただし、公認資格の有効期間が満了したときは、この限りでない。
- (2) 第 19 条による民間資格の公認を受ける前に取得した民間資格は、公認資格としての効力を有しない。ただし、公認資格管理者が大統領令で定めるところにより主務部長官の承認を受けて施行する資格検定に合格した者又は大統領令で定めるところにより教育訓練課程を修了した者の場合は、この限りでない。 (改正 2013. 4. 5)

(公認証の交付等)

#### 第 22 条

- (1) 主務部長官は、第 19 条により公認をし、又は第 20 条により公認期間の延長又は再公認をした場合は、公認資格管理者に対して当該民間資格の公認を証明する書類（以下「公認証書」という。）を交付しなければならない。
- (2) 第 19 条による民間資格の公認を受けない民間資格管理者は、公認されたものと記載した資格証を交付してはならない。
- (3) 公認証の交付及び記載事項等に関して必要な事項は、教育部令で定める。

(改正 2008. 2. 29, 2013. 3. 23)

(公認資格の取得等)

#### 第 23 条

- (1) 公認資格を取得しようとする者は、公認資格管理者が施行する資格検定に合格し、又は大統領令で定めるところにより主務部長官の承認を受けた教育訓練課程を修了しなければならない。 (改正 2013. 4. 5, 2016. 12. 20)
- (2) 公認資格管理者は、前項により公認資格を取得した者に対して、公認資格の取得を証明する証書（以下「公認資格証」という。）を交付しなければならない。 <改正 2013. 4. 5>
- (3) 公認資格を取得した者は、他の法令で定めるところにより、これに相応する国家資格を取得した者と同等の待遇を受ける。
- (4) 何人も、公認資格を取得せずに、公認資格の名称と同じ名称を使用できない。
- (5) 公認資格証の記載事項等に関して必要な事項は、教育部令で定める。

(改正 2008. 2. 29, 2013. 3. 23)

(公認事項の変更)

#### 第 24 条

- (1) 公認資格管理者は、公認期間内には公認資格の名称を変更できない。
- (2) 第 19 条により公認された事項のうち資格の検定基準（以下「検定基準」という。）等大統領令で定める重要な事項を変更しようとする場合は、主務部長官の承認を受けなければならない。

(是正命令)

第 25 条 主務部長官は、公認資格管理者が公認資格の管理・運営に関連してこの法律に違反した場合は、公認資格管理者に対して期間を定めてその是正を命じることができる。

(公認の取消又は資格検定等の停止等)

#### 第 26 条

- (1) 主務部長官は、公認資格管理者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、当該公認資格の公認を取り消し、又は 1 年の範囲で資格検定等を停止させることができる。ただし、第 1 号から第 3 号までの規定に該当する場合は、取り消さなければならない。（改正 2013. 4. 5）
  1. 第 18 条各号のいずれか一つに該当する場合
  2. 偽り又はその他の不正な方法により公認を受けた場合
  3. 第 24 条第 1 項に違反して、公認資格の名称を変更する場合
  4. 第 25 条による主務部長官の是正命令に従わない場合
- (2) 公認資格管理者が、法人の解散その他のやむ得えない理由により公認資格を廃止しようとする場合は、主務部長官に申告し、公認証書を返却しなければならない。

(改正 2013. 4. 5)
- (3) 前項により申告を受けた主務部長官は、当該公認資格を引き続き存続させる必要があると認める場合は、当該公認資格の管理・運営権を他の公認資格管理者又は民間資格管理者に譲渡させることができる。
- (4) 第 1 項による資格検定等の停止及び公認取消の基準及び第 2 項による公認資格の廃止等に関して必要な事項は、大統領令で定める。（改正 2008. 2. 29, 2013. 3. 23, 2013. 4. 5）

[題名改正 2013. 4. 5]

(公認資格管理者の責務)

#### 第 27 条

- (1) 公認資格管理者は、当該公認資格の管理・運営の水準を関連する国家資格の場合と同等又は類似するように維持しなければならない。

(改正 2013. 4. 5)

- (2) 公認資格管理者が交付された公認証は、これを他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は貸与され、若しくは譲り受けてはならない。
- (3) 公認資格管理者は、公認資格を不正な方法で管理・運営してはならない。
- (4) 公認資格管理者は、公認資格を公認された内容により管理・運営しなければならない。

(公認の公告)

第 28 条 主務部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する理由が発生した場合は、20 日以内にこれを公告しなければならない。 (改正 2013. 4. 5)

1. 第 19 条による民間資格の公認
2. 第 20 条による公認期間及び公認期間の延長及び再公認
3. 第 24 条第 2 項による公認事項に対する主務部長官の変更承認
4. 第 26 条による公認の取消、資格検定等の停止及び公認資格の廃止
5. その他の公認資格を取得した者の利害関係に影響を及ぼす事項

(主務部長官の指導・監督)

第 29 条

- (1) 主務部長官は、公認資格の公信力を高めるために、毎年 1 回所管公認資格管理者に対して指導・点検をしなければならない。
- (2) 主務部長官は、前項による定期的指導・点検のほか、所管公認資格管理者が公認された内容と異なった運営する場合は、指導・点検ができる。
- (3) 主務部長官は、必要であると認められる場合は、所管公認資格管理者に対して、必要な報告・資料提出要求その他の必要な指示ができる。

## 第 5 章 補則

(資格取得者に対する優待)

第 30 条

- (1) 国家及び地方自治体は、国家資格及び公認資格の職務分野に関する営業の許可・認可・登録若しくは免許を行い、又は利益を付与する場合は、他の法令に抵触しない範囲内で、その職務分野の国家資格又は公認資格を取得した者を優待することができる。
- (2) 事業主は、勤労者の採用・昇進・転補その他の人事上の措置をする場合は、当該分野の国家資格又は公認資格を取得した者を優待することができる。

(資格取得者の誠実義務等)

第 31 条

- (1) 資格を取得した者は、その資格に関連した職務を誠実に遂行しなければならない、品位を損傷してはならない。
- (2) 何人も、自身が取得した資格を他人に貸与し、又は他の人が取得した資格の貸与を受けてはならない。

(資格取得の取消・停止等)

第 32 条 国家資格管理者は、偽り又はその他の不正な方法により国家資格を取得した者、国家資格を他の人に貸与した者及び貸与を受けた者について、国家資格関連法令で定めるところにより、資格の取消又は停止、国家資格試験の受験制限等の措置ができる。

(表示義務等)

第 33 条

- (1) 資格に関連して広告を出す場合は、次の各号の事項を表示しなければならない。(改正 2013. 4. 5)
  - 1. 資格の種類
  - 2. 登録又は公認番号
  - 3. 当該資格を管理・運営する者
  - 4. その他の消費者保護のために大統領令で定める事項
- (2) 何人も、公認されない民間資格を公認されたものとして広告を出し、又は公認による効力があるものとして広告を出す等偽り又は誇張された広告をしてはならない。(改正 2013. 4. 5)
- (3) 前項の偽り又は誇大広告の類型及び基準等に関して必要な事項は、大統領令で定める。(改正 2013. 4. 5)  
[題名改正 2013. 4. 5]

(資格取得者の情報管理)

第 34 条

- (1) 資格制度の効率的な運営及び資格取得者の権益保護等のために、国家資格管理者及び公認資格管理者は、当該国家資格及び公認資格を取得した者に関する資格情報を体系化して管理しなければならない。
- (2) 公認資格管理者は、前項により管理する情報を周期的に主務部長官に提出しなければならない。
- (3) 第 1 項により資格情報を管理し、又は管理した者は、その業務上知り得た個人の資格情報を漏洩し、又は他の者の利用に提供する等不当な目的のために資格情報を使用してはならない。
- (4) 第 1 項により管理しなければならない情報の内容及び活用等細部の事項は、大統領令で定め

る。

(補修教育)

第 35 条 国家資格管理者及び公認資格管理者は、当該国家資格及び公認資格を取得した者の職能の維持・発展のために必要な場合は、補修教育を実施することができる。

(聴聞)

第 36 条 主務部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する処分をしようとする場合は、聴聞を実施しなければならない。 (改正 2013. 4. 5)

1. 第 18 条の 3 第 1 項による登録資格の登録取消又は資格検定等の停止
2. 第 26 条第 1 項による公認の取消又は資格検定等の停止

(手数料)

第 37 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、大統領令又は国家資格関連法令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

1. 国家資格検定を受けようとする者
2. 国家資格証の交付又は再交付を受けようとする者
3. 民間資格の公認又は再公認を受けようとする者
4. その他の資格に関連する証明書の発行を受けようとする者

(権限の委任・委託)

第 38 条

(1) 教育部長官は、第 4 条による施策の樹立・施行のために必要な調査・研究業務を、大統領令で定めるところにより、関係専門機関に委託することができる。

(改正 2008. 2. 29, 2013. 3. 23)

(2) 主務部長官は、民間資格の登録に関する権限を、大統領令で定めるところにより、所属機関の長に委任し、又は教育部長官、他の行政機関の長若しくは関係専門機関に委託することができる。 (新設 2013. 4. 5)

(3) 前項により主務部長官の権限を委任又は委託された所属機関の長、教育部長官及び他の行政機関の長は、その権限の一部を関係専門機関に再委託することができる。 (新設 2013. 4. 5)

(4) 主務部長官は、民間資格の公認に関する権限の一部を、大統領令で定めるところにより、所属機関の長に委任し、又は他の行政機関の長若しくは関係専門機関に委任し、若しくは委託することができる。 (改正 2013. 4. 5)

(5) 教育部長官及び主務部長官は、前 4 項の規定により権限を委任・委託した場合は、担当・受託機関に対して関連業務遂行に必要な財政的支援ができる。 (新設 2013. 4. 5)

## (罰則)

第 39 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、第 1 号の場合は、国家資格関連法令に処罰規定がある場合には、その規定による。 (改正 2013. 4. 5)

1. 第 17 条第 1 項により禁止された民間資格を新設し、又は管理・運営した者
- 1 の 2. 偽り又はその他の不正な方法により第 17 条第 2 項による登録をした者
- 1 の 3. 第 17 条第 2 項に違反して、民間資格を登録せずにこれを新設し、管理・運営した者
2. 第 22 条第 2 項に違反して、公認されたものと記載した資格証を交付した者
3. 第 26 条第 1 項第 2 号による偽り又はその他の不正な方法により公認を受けた者
4. 第 33 条第 2 項に違反して、公認されない民間資格を公認されたものとして広告を出し、又は公認による効力があるものとして広告を出した者
5. 第 34 条第 3 項に違反して、資格情報を漏洩し、又は他の者の利用に提供する等不当な目的のために資格情報を使用した者

## (罰則)

第 40 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、国家資格関連法令に処罰規定がある場合は、その規定による。

1. 第 14 条に違反して、国家資格の名称と同じ名称を使用した者
2. 第 23 条第 4 項に違反して、公認資格を取得せずに公認資格の名称と同じ名称を使用した者
3. 第 25 条に違反して、主務部長官の是正命令に正当な理由なく従わなかった者
4. 第 27 条第 2 項に違反して、公認証書を他の者に貸与し、若しくは譲渡した者又は貸与を受け、若しくは譲り受けた者
5. 第 31 条第 2 項に違反して、取得した資格を他の者に貸与した者又は貸与受けた者

## (罰則)

第 41 条 第 33 条第 1 項に違反して資格に関連した表示事項を表示せず、又は同条第 2 項に違反して虚偽若しくは誇大広告をした者は、3 千万ウォン以下の罰金に処する。ただし、他の法令に処罰規定がある場合は、その規定による。 (改正 2013. 4. 5)

## (両罰規定)

第 42 条 法人若しくは団体の代表者又は法人・団体若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人・団体又は個人の業務に関して第 39 条、第 40 条（第 5 号を除く。）又は第 41 条のいずれか一つの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人・団体又は個



人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人・団体又は個人が、その違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかった場合は、この限りでない。

[条文改正 2008. 12. 26]

**付則 (法律第 8390 号、2007. 4. 27)**

- (1) (施行日) この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 5 条及び第 6 条の改正規定は、公布後 1 年が経過した日から施行する。
- (2) (民間資格の公認に関する経過措置) この法律の施行の際に、従前の規定により民間資格の公認を受けている者は、この法律により民間資格の公認を受けたものとみなす。
- (3) (罰則に関する経過措置) この法律の施行前の行為に対する罰則の適用においては、従前の例による。
- (4) ④ (他の法律の改正) 職業教育訓練促進法の一部を次のとおり改正する。

第 16 条第 2 号を次のとおり改める。

2. 職業教育訓練に関する主な政策

- (5) (他の法令との関係) この法律の施行の際に、他の法令において従前の「資格基本法」の規定を引用している場合は、この法律の中でそれに該当する規定があるときは、従前の規定に代えてこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

**付則 (法律第 11722 号、2013. 4. 5)**

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

(民間資格登録に関する特例)

第 2 条 この法律の施行の際に、民間資格を管理・運営する者であつて民間資格を登録していない者は、この法律の施行日から 3 ヶ月以内に、第 17 条第 2 項の改正規定により主務部長官に登録しなければならない。

(民間資格登録に関する経過措置)

第 3 条 この法律の施行の際に、従前の規定により教育部長官が指定する関係専門機関又は団体に民間資格を登録した者は、第 17 条第 2 項の改正規定により主務部長官に登録したものとみなす。

付則（法律第 14397 号、2016. 12. 20）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

（禁治産者等に関する経過措置）

第 2 条 第 18 条第 1 号の改正規定による被成年後見人及び被限定後見人には、法律第 10429 号民法の一部改正法律付則第 2 条により禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者を含むものとみなす。